

幹事医療機関に係る取扱要領

第1 目 的

この基準は、東京都肝炎診療ネットワーク事業実施要綱（平成21年3月10日付22福保保疾第1889号）第4に基づく幹事医療機関の選定に関し、必要な事項を定める。

第2 選 定

都は、東京都肝臓専門医療機関の中から、以下の要件をすべて満たすものについて、幹事医療機関として選定する。

なお、第3で定める要件のいずれかを満たさなくなったとき又は指定取消の申し出があったときは、幹事医療機関の指定を取り消すことができるものとする。

- (1) 原則として、第3で定める要件をすべて満たしていること
- (2) 東京都ウイルス肝炎対策協議会の委員の意見を踏まえ、東京都が適当と認めるもの

第3 要 件

- (1) 都内に所在していること
- (2) 日本肝臓学会肝臓専門医制度規則に基づき、一般社団法人日本肝臓学会理事長から認定施設証の交付を受けていること
- (3) 日本肝臓学会肝臓専門医制度規則に基づき、一般社団法人日本肝臓学会理事長から委嘱を受けた指導医が複数名在職すること
- (4) 日本肝臓学会肝臓専門医制度規則に基づき、一般社団法人日本肝臓学会理事長から専門医証の交付を受けた肝臓専門医が5名以上在職すること
- (5) B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度認定患者を治療していること

第4 役 割

幹事医療機関は、地域における肝炎診療体制の中核的な医療機関として、主に次の役割を担う。

- (1) 医療費助成制度による治療状況の分析、効果の検証に関すること
- (2) 最新の肝炎診療に関する情報の収集や提供に関すること
- (3) 地域の医療機関等の資質向上のための研修会及び地域住民への普及啓発、講演会等の実施に関すること
- (4) 東京都肝疾患診療連携拠点病院事業実施要領（平成23年3月31日付22福保保疾第1943号）第3（3）に規定する拠点病院等連絡協議会に参加すること
- (5) その他、都が必要と認めること

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

